

番号	質問	回答
1	<p>短期入所の現在の利用者状況を教えてください。</p> <p>例) 重症心身障がい ○名  医療的ケアー喀痰吸引等認定者による対応可能 ○名  医療的ケアー喀痰吸引等認定者による対応困難 ○名 等々</p>	<p>令和3年4月～12月における利用者状況</p> <p>①身障手帳1、2級かつ療育手帳A所持者……………27名  ②身障手帳3～6級かつ療育手帳A、B1、B2所持者……………7名  ③療育手帳Aのみ所持者……………69名  ④療育手帳B1又はB2のみ所者……………4名  ※①～④は重複のカウントはありません。  ⑤①～④のうち医療的ケア判定スコアのある利用者……………7名  ⑥⑤のうち医療的ケア者喀痰吸引等認定者による対応可能……………6名  ⑦⑤のうち医療的ケア者喀痰吸引等認定者でなくとも対応可能……………1名  ※医療的ケア者喀痰吸引等認定者でも対応困難な方におかれましては、利用契約を差し控えていただいている状況です。</p>
2	<p>生活介護の定員の考え方について</p> <p>定員60名ですが、現在の平均利用者数は41.4名とのことなので、新規申請時には、実際の前年度平均利用者数で指定を受けることは可能でしょうか？</p>	<p>定員は、現在と同じ60名としてください。</p> <p>本市は、指定管理者制度を導入するに当たり、新たな医療的ケア者の受入れを進め、1日の平均利用者数を60名に近づけることを目的の一つとしています。</p>
3	<p>利用者等の状況で「療育手帳のみの所持者数 7名」とありますが、あいほうぶ吹田の設置主旨に則っている方々でしょうか？</p>	<p>あいほうぶ吹田の設置目的は「障害者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図る」もので、指定管理者制度導入に当たっては特に医療的ケア者の受入れを進めることとしていますが、過去、療育手帳のみを所持する方であっても受入れを進めていた時期があり、現在でも引き続き利用を希望する方とは契約を続けています。</p> <p>本市では、指定管理者制度導入に当たり、利用者・家族の負担、混乱をできるだけ軽減したいと考え、指定管理者制度移行後もあいほうぶ吹田の利用を希望する方々におかれては契約する旨を説明していますので、引き続き利用を希望される方とは契約を続けてください。</p>
4	<p>統括責任者について</p> <p>管理者やサービス管理責任者を兼務することは可能でしょうか？</p>	<p>統括責任者につきましては、募集要項14ページに記載していますように、「生活介護・短期入所・施設管理等の指定管理全業務を統括する責任者」と位置付けていますので、障がい福祉サービス部門における管理者やサービス管理責任者の上席となる方を配置してください。(兼務不可)</p>

番号	質問	回答
5	<p>指定管理委託料について 変動部分に関する〈表2〉の、各年度の合計額に係る上限額の算出根拠を教えてください。</p>	<p>【指定管理者制度移行前想定】(63,914,400円)</p> <p>①医療的ケア者受入れ(51,768,000円……A)  区分3:11,000円×108人/月×12月=14,256,000円  区分2:9,000円×160人/月×12月=17,280,000円  区分1:6,000円×281人/月×12月=20,232,000円</p> <p>②リハビリ実施(7,596,000円……B)  1,000円×633人/月×12月=7,596,000円)</p> <p>③施設入浴実施(4,550,400円……C)  区分3:4,000円×6人/週×1.58回/人・週×4週/月×12月=1,820,160円  区分2:3,000円×6人/週×1.58回/人・週×4週/月×12月=1,365,120円  区分1:2,000円×9人/週×1.58回/人・週×4週/月×12月=1,365,120円</p> <p>【債務負担行為支出限度額の設定における想定】  1日の利用者が、令和5年～令和8年では毎年3名ずつ、令和9年では1名増加し60名に到達し、その後も60名の利用者が継続するものとし、計算しています。</p> <p>【令和5年度】(73,616,400円)  ①A+11,000円×20人/月×3人×12月=59,688,000円  ②B+1,000円×13.5人/月×3人×12月=8,082,000円  ③C+4,000円×9回/月×3人×12月=5,846,400円</p>

番号	質問	回答
5 【続き】	指定管理委託料について【続き】 変動部分に関する〈表2〉の、各年度の合計額に係る上限額の算出根拠を教えてください。	<p>【令和6年度】(83,318,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×6人×12月=67,608,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×6人×12月=8,568,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×6人×12月=7,142,400円</p>
		<p>【令和7年度】(93,020,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×9人×12月=75,528,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×9人×12月=9,054,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×9人×12月=8,438,400円</p>
		<p>【令和8年度】(102,722,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×12人×12月=83,448,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×12人×12月=9,540,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×12人×12月=9,734,400円</p>
		<p>【令和9~14年度】(105,956,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×13人×12月=86,088,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×13人×12月=9,702,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×13人×12月=10,166,400円</p>

番号	質問	回答
6	<p>自主事業について  あいほうぶ吹田の「設置目的の範囲内で可能」とありますが、「障害者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図ること」の目的として、介護・福祉職員を確保するための介護職員養成研修事業等や日常生活訓練室（調理室）を活用して地域の配食事業等は、可能でしょうか？</p>	<p>自主事業の実施に当たっては、管理業務に影響することや、過度な自主事業の実施により市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることの無いようにすることが必要です。</p> <p>①介護・福祉職員を確保するための介護職員養成研修事業等  当該研修の実施により、頻繁に貸館施設の使用が妨げられるのであれば、市民への不利益が生じるため、実施は困難ですが、貸館施設の使用があまり妨げられない程度の実施頻度であれば、自主事業の実施は可能と考えます。  なお、募集要項32ページ&lt;表9&gt;の(32)のとおり、評価項目の対象となっています。</p> <p>②配食事業は毎日実施されることを想定しています。  調理機能は、厨房と日常生活訓練室にあります。日常生活訓練室は貸館施設のため日々使用することによる市民への不利益を考慮しながら、貸館業務に柔軟に対応できるならば、自主事業の実施は可能と考えます。  厨房は生活介護や短期入所の利用者への食事提供のため備えているもので、それらサービスに影響のない範囲であれば自主事業で使用することは可能と考えます。  ただし、利用者・家族は、第一に、指定管理者制度移行後も現行サービスを安心して利用できることを求めていますので、実施の時機は、利用者等が安心してサービスを利用していることを市において確認できてからになると考えます。</p>
7	<p>施設内の清掃について  現在、市内の障がい者就労関係事業者へ委託しているが、指定管理制度移行後も・・・とありますが、障がい者就労関係事業者であれば、市外でも可能でしょうか？</p>	<p>吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」業務仕様書の10ページ「(2)施設の保安・衛生に係る管理」の3～4行目のとおり、吹田市内の障がい者就労関係事業者へ委託してください。</p>

番号	質問	回答
8	<p>送迎車両12台が市の負担となっていますが、その12台の年式と車種はを教えてください。また、買い替えが必要になった場合も市の負担で準備して頂けるのでしょうか？</p>	<p>現在あいほうぶ吹田で送迎に使用している台数は12台で、その内本市(市)負担で6台、受託業者負担で6台使用しています。  指定管理者制度移行を機に、現在送迎に必要な12台全てを市負担で所有するもので、令和5年3月から更に6台所有する予定です。  所有方法はリースで、車検や修繕が必要となった場合には指定管理委託料を充ててください。使用に耐えなくなった場合には、市の負担で更新します。</p> <p>現在送迎に使用している車両は次のとおりです。  現在市の使用分  ①マイクロバス2台(初年度登録(登録)平成29年10月、定員13名が1台。登録令和3年3月、定員10名が1台。)②普通車ワゴン3台(登録令和2年3月、定員9名が2台。登録平成29年11月、定員8名が1台。)③軽自動車(登録平成13年11月、定員3名が1台。ただし令和5年3月(予定)から新たな軽自動車に更新。)  現在受託業者の使用分(すべて令和5年3月(予定)から市負担で新たな車両をリース)  ①マイクロバス1台②普通車ワゴン5台</p>
9	<p>貸館について  ①過去3年間程度の利用実績を教えてください。  ②「貸館対象の施設について変更する場合がある」とありますが、指定管理者制度移行時に相談可能、という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症感染対策のため、令和2年3月から貸館業務を中止しており、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)の利用実績をお示しします。  なお、人数は延べ人数です。</p> <p>平成29年度  ・多目的ホール 3,174名  ・日常生活訓練室 352名  ・会議室Ⅰ 704名  ・作業室Ⅰ 123名  ・食堂Ⅰ 931名</p>

番号	質問	回答
9 【続き】	<p>貸館について【続き】</p> <p>①過去3年間程度の利用実績を教えてください。</p> <p>②「貸館対象の施設について変更する場合がある」とありますが、指定管理者制度移行時に相談可能、という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ホール 3,112名</li> <li>・日常生活訓練室 362名</li> <li>・会議室Ⅰ 577名</li> <li>・作業室Ⅰ 214名</li> <li>・食堂Ⅰ 840名</li> </ul> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ホール 2,302名</li> <li>・日常生活訓練室 467名</li> <li>・会議室Ⅰ 428名</li> <li>・作業室Ⅰ 68名</li> <li>・食堂Ⅰ 765名</li> </ul> <p>②生活介護と貸館の部屋を入れ替える場合と、貸館の部屋を生活介護や短期入所等に転用する場合を想定しています。</p> <p>入替や転用に当たっては、その理由が正当であるという前提で、消防法等法令に則した施設改修が必要となる場合があります。また、転用においてはパブリックコメントの実施を伴う規則改正が必要となり、時間を要します。</p>
10	<p>貸館プールについて</p> <p>使用者の範囲に「その他市長が適当と認める者」とありますが、市外の障がい者のプール利用の場合はどのようになりますか？(可能な場合、その都度の申請・承認が必要でしょうか?)</p>	<p>貸館業務における利用者は、市内の障がい者を想定しています。</p> <p>市外の障がい者等の使用は、自主事業となり、市民の利用に支障が生じない範囲で、自主事業の承認を受ける必要があります。</p> <p>市の事業としての貸館業務のプールの使用においては「参考資料」の「吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則(令和5年4月1日施行分)」の第16条、第17条にお示しするとおり、使用簿への記入と、使用券の交付及び回収といった手続きが必要ですが、指定管理者が実施する自主事業(例えば定期的なプールリハビリ)では、状況に応じ簡素な使用手続きを検討します。</p>

番号	質問	回答
11	1階正面玄関付近のボランティアによる喫茶スペースについて 利用客はどのような方でしょうか？利用者ですか？外部から喫茶を目当てに来られているお客さまでしょうか？	利用される方は、生活介護利用者として外部から来られる方で、コーヒーと菓子を原価に近い料金で提供しています。 現在は新型コロナウイルス感染症感染予防対策のためボランティアによる運営は実施しておらず、生活介護利用者に対応するにとどまっています。 新型コロナウイルス感染症感染予防対策以前においては、主たる利用客は生活介護利用者で、時々外部の方も利用されることがあったという状況です。
12	指定管理者制度導入に関するパブリックコメントについて、詳しい内容を知りたい。	パブリックコメントの詳細について、別添の資料をご覧ください。
13	施設内の区画割を変更することは可能ですか？ ①1階の③作業室と④社会適応訓練室との間の壁の撤去 ②2階の⑤会議室と⑥作業室1・2との間の壁の撤去 ③2階の⑥作業室1・2と⑦ボランティア室との間の壁の撤去 ④3階の②作業指導室4・5と④食堂2との間の壁の撤去	現状の壁を撤去して区画割が変更可能な箇所や条件は次のとおりです。(募集要項付属書類の各階平面図参照) ① 1階の③作業室と④社会適応訓練室との間 ・既存壁の撤去は、電気設備の移設や新たな防火壁の設置を伴う工事となり、市において予算措置が必要となります。 ・③作業指導室は貸館施設に指定しており、区画割の変更にはパブリックコメントを伴う条例施行規則の改正が必要となります。 以上のことから、既存壁の撤去は構造的に可能ですが、実施には指定管理者制度移行後1年以上の時間を要します。  ②・③ 2階の⑤会議室、⑥作業室1・2、⑦ボランティア室との間 施設の構造上撤去することができません。  ④ 3階②作業指導室4・5と④食堂2との間 ・施設の構造上、既存壁の撤去はできません。 ・両室の間にある指導員室と静養室の壁は撤去可能ですが、 ①同様の工事を伴い、実施には時間を伴います。

番号	質問	回答
14	市独自のリハビリ実施回数に応じた加算について、具体的にはどのように算定されますか？	介護給付費におけるリハビリ加算の対象者のうち、医療的ケア判定スコアのスコアがある方について、生活介護を利用した日数に応じ加算を算定します。
15	個人情報の管理をクラウド上で行うことは可能ですか？	<p>個人情報を管理するパソコン端末では、インターネット等での外部接続は行わないことを推奨しますが、高度なセキュリティが設定される環境であれば、事前に協議のうえ、クラウド上での管理も可能とする場合もあります。</p> <p>個人情報保護法、吹田市個人情報保護条例、吹田市情報セキュリティポリシーの他、経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン 2013年度版」等を参考にしてください。</p>
16	<p>①送迎車のリース契約期間はいつからいつまででしょうか？</p> <p>②契約終了後は新たな車両でリース契約が更新されるのでしょうか？</p> <p>③修理が必要な場合、修理の負担は指定管理者か市かどちらが行うのでしょうか？</p>	<p>① 市が新たに追加でリースする車両は6台で、マイクロバス1台、ワゴン5台、期間は令和5年3月から令和11年2月までを予定しています。</p> <p>既存リース分は5台で、マイクロバス1台（平成29年10月～令和5年9月）、マイクロバス1台（令和3年3月～令和9年2月）、ワゴン1台（平成29年11月～令和5年10月）、ワゴン2台（令和2年3月～令和8年2月）</p> <p>② リース期間終了後は、車両の状態により、新たな車両に更新するか、当該車両を引続き使用するか判断しますが、リース等費用については市が負担します。</p> <p>③既存リース分のうち、マイクロバス1台（平成29年10月～令和5年9月）及びワゴン1台（平成29年11月～令和5年10月）については、修理の負担は指定管理者が行います。指定管理委託料に修理費用が含まれています。</p> <p>上記を除く既存リース分と新規リース分では、軽微な修理についてはリース会社が行い、車椅子リフト等の規模の大きな修理は指定管理者が行います。指定管理委託料に修理費用が含まれています。</p>

番号	質問	回答
17	<p>①医療的ケア者の受入れについて、10年間の概算において上限額が設けられています。どのような根拠（例えば支援学校在籍者数）で算出していますか？</p> <p>②上限額を超える利用者の障がい状況の場合、指定管理者の力量にて対処していくのですか？</p>	<p>①以下の項目から、本市における医療的ケア者の増減を推計し、あいほうぶ吹田において、令和5年～令和8年では毎年3名、令和9年に1名の医療的ケア者の受入れを進め、それ以後1日の平均利用者数約60名で推移するものとし、債務負担上限額を設定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月現在で障がい支援区分認定調査項目上において医療的ケアありと認定された人数</li> <li>・厚生労働省による人口1万人当たりの医療的ケア児推計値及び推計値の伸び率</li> <li>・本市第4次総合計画の人口推計</li> </ul> <p>②募集要項16ページの表2において、医療的ケア者受入れ等に係る加算の上限額を設けていますが、医療的ケア者の受入れが市の見込みを超えて進み、当該加算額が上限を超える場合でも、指定管理委託料として支払います。ただし、お支払いする指定管理委託料の合計が、募集要項17～18ページの表5にお示しする債務負担行為限度額の10か年合計（2,313,616,000円）を超えると見込まれる場合には、増額補正を行い、予算を確保します。</p>
18	<p>プレゼンテーションの概要について、分かっている範囲で教えてください。</p>	<p>①時間は30分程度で、プレゼンテーションと質疑応答を行います。</p> <p>②プレゼンテーションの際に、プロジェクターに投影する等で機器が必要な場合は、事前にご相談ください。</p>

番号	質問	回答
19	<p>温水プールの1回の稼働にかかる費用について、夏と冬とでは異なると思いますが、概算でいいので教えてください。(1回2時間程度の想定)</p>	<p>①プールの稼働には、ボイラー及びろ過装置の稼働が必須で、天候や季節によっては照明や暖房の使用も必要となりますが、経費の大部分を占めるガス使用量について、プール用ボイラーと浴室用ボイラーのガスメーターが一緒のため、正確に把握することができません。</p> <p>②参考として、③あいほうぶ吹田のプールに関する機器の大きさ(消費量)と、④に一般開放事業の実施年度並びに中止年度(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)における使用量の差及び使用料の差額の目安等をお示しします。</p> <p>③各使用設備、機器</p> <p>ア プール用ガス設備 64.3Nm<sup>3</sup>/H イ ろ過装置 約8.7kw ウ 照明 ㊦HIDランプ 400W 8か所           ㊧HIDランプ 150W 35か所           ㊨HIDランプ 27W 9か所 エ 採暖室 消費量不明 オ 空調暖房・床暖房 消費量不明。プール用ガス設備を稼働させると使用することができます。</p> <p>※1 基本的にア、イを稼働させ、必要性に応じウやエを使用し、気温が低い時期になるとオを使用します。</p> <p>※2 水温の設定は33度です。暑い季節では水温を7~8度上昇させ、また、寒い時期では20度以上上昇させる必要があります。直近の昇温テストでは、1時間で約1.6度の上昇でした。</p>

番号	質問	回答
19 【続き】		<p>④別添の質問19の回答に添付する資料をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料中、1の(1)と(2)は、一般開放事業の実施年度と中止年度の各月平均使用量で、1の(3)は各使用量の差を示しており、1年間で、その差は、電気使用量が38,889kw、ガス使用量が51,041㎡となっています。</li> <li>・電気使用量の差は、実施年度における約1か月分相当で、ガス使用量の差は実施年度における4～5か月分相当です。</li> <li>・3の(3)は、電気、ガスにおける直近の支払額を基にした単価をそれぞれの使用量に乗じたもので、電気代で828,725円、ガス代で6,740,475円の差となります。</li> <li>・ガス代の差が一般開放事業によるプール、浴室の使用によるものとし、一般開放事業が年間104日あったとすると、1日の一般開放事業にかかるガス代は、6,740,475円÷104日より、約64,812円(浴室用ガス代を含む。)と見込まれます。</li> </ul>

番号	質問	回答
19 【続き】		<p>⑤6月13日に実施したプール昇温テストでのガス使用量の見込みについて</p> <p>プール用ボイラーと浴室用ボイラーのガスメーターが一緒のため、次の方法で見込量を算出しました。</p> <p>(式) (6月13日のプールと浴室のボイラーに係るガス使用量) - (6月に浴室ボイラーのみ使用した日の平均ガス使用量)</p> <p>(計算) <math>263\text{m}^3 - 60\text{m}^3 = 203\text{m}^3</math></p> <p>上記使用料の見込みは、次の式により、約26,808円が見込まれます。</p> <p>(式) <math>203\text{m}^3 \times 132.06\text{円}</math> (令和4年5月分単価)</p> <p>なお、昇温テストは次の条件下で行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時間帯: 午前8時～午後2時の6時間</li> <li>・水温変化: 23.3度から33.4度まで (午後1時に、設定温度32.1度に到達した。)</li> <li>・開始時の室内温度が23度と低かったため、午前8時から午後0時まで暖房(プールで使用するボイラーを使用)を用いた。</li> </ul>

番号	質問	回答
20	<p>生活介護事業の開所日数を増やしたり、自主事業で多目的ホールや食堂等を使用する際、市の貸館業務等との優先関係はどうなりますか？</p>	<p>①生活介護事業の開所日数増に関しては、生活介護事業で用いる部屋だけを使用するのであれば、市の貸館業務等に影響はないので、生活介護の日数増は可能です。</p> <p>②多目的ホールや食堂等の自主事業による使用については、質問6の回答のとおり、下記の内容を基本的な考え方とし、自主事業の内容（市として力を入れたい内容か）や、市民の使用の妨げの程度を考慮して判断します。  <b>【質問6の回答における基本的考え方】</b>  自主事業の実施に当たっては、管理業務に影響することや、過度な自主事業の実施により市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることの無いようにすることが必要です。</p> <p>③市民の使用予定がないのであれば、指定管理者が自主事業として使用することには何も支障はありません。</p>